

苫小牧市文化交流センター  
講座等事業仕様書

## 目 次

- 1 とまこまい市民カレッジ仕様書
- 2 苫小牧長生大学学則
- 3 高齢者主張発表会仕様書
- 4 視聴覚センター業務仕様書
- 5 苫小牧市文化交流センターサークル取扱要領

# 1 とまこまい市民カレッジ仕様書

## 1. 目的

とまこまい市民カレッジは、従来、個別に行っていた教養講座や市民大学講座を統合し、文化教養のみならず、ビジネス、さらには市民活動の促進を応援する講座を開講し、多様な市民の学習要望に応え、苫小牧市の生涯学習の計画の理念に沿って、市民が自分の生き方や生活にかかわるさまざまな課題解決のための学習支援の場とする。

## 2. 対象 原則15歳以上の苫小牧市民

## 3. 実施内容

### (1) 学習内容による分類

#### ① 産業・ビジネス系

仕事上のスキルアップを図りたい、もう一度勉強しなおしたい社会人を対象とした講座。

#### ② 文化・教養系

趣味、教養の向上を目指す。

#### ③ 市民活動系

よりよい地域社会を創るための活動をバックアップする。

### (2) 種類による分類

① アイビー自主企画講座 19講座 (有料)

② 大学連携講座 2講座 (有料)

③ 市民協働講座 2講座 (有料)

④ ネットワーク連携講座 1講座 (有料)

⑤ 小学生向け講座 10講座 (無料)

## 4. 開催時期

(1) 前期講座 4月～9月までの間

(2) 後期講座 10月～翌年3月までの間

## 5. 企画・立案

受講者へのアンケートを実施して、市民の要望に配慮しつつ、講座の企画立案を行うこと。講座講師の選定に当たっては、各種情報収集を行うと共に、サークル連盟加入サークルの意向にも配慮して行うこと。なお、「市民活動系」の講座には、「あいボラ養成講座」を開設するものとし、併せて一部講座については、「アイビープラザ学習ボランティア」の企画立案運営によるパートナーシップ型のものとする。 (別紙1)

## 6. 受講料及び講師等謝礼

受講料及び講師等謝礼は、別紙2によるものとする。

なお、講師(市内講師に限る。)が交通機関を使用して、会場にくる場合で、その距離が6kmを超える時は、交通費実費相当分を考慮すること。

## 7. 教材費

講座に要する教材費は、受講料の有無に関わらず、実費として受講者から徴収する。

## 8. 募集・申込及び抽選

### (1) 募集

募集は「生涯学習だより」で行うものとし、前期は4月1日、後期は3月1日に各戸配布される。この他、ホームページ、公共施設等へのポスター掲示、報道機関記事掲載など、広く市民に周知されるよう努めること。

### (2) 申込及び結果通知

申込は往復ハガキ又はホームページからできるものとし、その結果を申込者全員に通知すること。

### (3) 抽選 定員を超えた講座は、抽選により受講者決定を行う。

## 9. 事前協議

講座の企画の際、事前に市と協議すること。

### 「あいボラ養成講座」について

「アイビープラザ学習ボランティア」を養成する講座で、生涯学習とボランティアの関係、参加型学習プログラムの作り方、参加型学習の手法、コミュニケーションスキル、実習などの内容を学ぶ。

### 「アイビープラザ学習ボランティア」について

①「アイビープラザ学習ボランティア」とは、センターで実施している「とまこまい市民カレッジ」の講座のうち、市民活動の分野について、実際に企画運営をしていただき、ボランティアとして苫小牧市民の生涯学習を支援することによって、センターとのパートナーシップを醸成すると共に、ボランティアを通して自らの学びを深め、新たな自分を発見してもらう。

②「アイビープラザ学習ボランティア」になるには、とまこまい市民カレッジとして開設する「あいボラ養成講座」を受講することが前提条件とする。

### 実施工程

#### ① 前期（4月募集、5月中旬実施、7月終了）

NO	工 程	時 期	摘 要
1	講座企画	前年11月下旬	前後期含めて企画する。
2	講座講師の選定	前年12月初旬	
3	講座日程の調整・決定	当年1月	
4	担当者会議	当年2月	
5	生涯学習だより原稿作成	当年3月	
6	生涯学習だより配布	当年4月初旬	
7	講座申込受付締切り	当年4月末	
8	講座開講	当年5月中旬	

#### ② 後期（8月募集、9月中旬実施、12月終了）

NO	工 程	時 期	摘 要
1	講座講師の選定	当年5月下旬	
2	講座日程の調整・決定	当年6月上旬	
3	担当者会議	当年6月中旬	
4	生涯学習だより原稿作成	当年6月下旬	
5	生涯学習だより配布	当年8月初旬	
6	講座申込締切	当年8月末	
7	講座開講	当年9月中旬	

## 受講料及び講師謝礼等基準

項目	Aコース		Bコース		Cコース		現行基準	
	市内講師	市内特別・市 外講師	市内講師	市内特別・市 外講師	市内講師	市内特別・市 外講師	市内講師	市内特別・市外 講師
謝金単価	2,500円	5,000円	2,500円	5,000円	2,500円	5,000円	2,500円	5,000円
定員	10人	同左	15人	同左	20人	同左	20人	同左
時間	2時間	同左	2時間	同左	2時間	同左	2時間	同左
回数	8回	同左	8回	同左	8回	同左	10回	同左
受講者負担率	100%	同左	100%	同左	100%	同左	100%	同左
講師謝金	40,000円 2,500円× 2h×8回	80,000円 5,000円× 2h×8回	40,000円 2,500円× 2h×8回	80,000円 5,000円× 2h×8回	40,000円 2,500円× 2h×8回	80,000円 5,000円× 2h×8回	50,000円 2,500円× 2h×10回	100,000円 5,000円× 2h×10回
受講料基準単価								
① 助手 なし	250円 40000円× 1.0÷8回 ÷10人÷ 2h(100%増)	500円 80000円× 1.0÷8回 ÷10人÷ 2h(100%増)	170円 40000円× 1.0÷8回 ÷15人÷ 2h(36%増)	340円 80000円× 1.0÷8回 ÷15人÷ 2h(36%増)	125円 40000円× 1.0÷8回 ÷20人÷2 (現行基準と 同じ)	250円(同 左) 80000円× 1.0÷8回 ÷20人÷2 (現行基準と 同じ)	125円 50000円× 1.0÷10回 ÷20人÷2 半額としてい るが徴収して いない	250円(同左) 100000円× 1.0÷ 10回÷20人÷ 2 同左
② 助手 付き	375円 同上×1.5	750円 同上×1.5	255円 同上×1.5	510円 同上×1.5	190円 同上×1.5	375円 同上×1.5		

※ 各講座・教室の形態によって、A～Cコースを選択する。

※ 定員が14人以下はAコース、定員が15～19人以下はBコース、定員が20人以上はCコースを適用する。

※ 教材費は、必要に応じて実費を受講者から徴収する

## 2 苫小牧市長生大学学則

### 第1章 総 則

(開設の趣旨)

第1条 苫小牧市長生大学(以下「大学」という。)は、高齢者に対する社会教育の場として学習機会を提供し、高齢者に関するさまざまな問題を継続的・体系的に学ぶことによって新たな自分を発見し、心豊かで充実した生活と社会活動への参加を促進することを期して開設する。

(組織)

第2条 大学には、本科と研修科を置く。

2 本科の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名 称	設 置 場 所
苫小牧市中央長生大学	苫小牧市文化交流センター内
苫小牧市東長生大学	苫小牧市住吉コミュニティーセンター内
苫小牧市北長生大学	苫小牧市豊川コミュニティーセンター内
苫小牧市沼ノ端長生大学	苫小牧市沼ノ端 コミュニティーセンター内
苫小牧市錦岡長生大学	苫小牧市のぞみコミュニティーセンター内

3 研修科の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

苫小牧市長生大学研修科	苫小牧市文化交流センター内
-------------	---------------

(総長及び職員)

第3条 総長及び職員は次の各号のとおりとする。

- (1) 総長は、教育長をもって充てる。
- (2) 副総長は、教育部長をもって充てる。
- (3) 学長は、文化交流センター館長をもって充てる。
- (4) 事務局長は、館長の指定する職員をもって充てる。
- (5) 運営については、生涯学習推進アドバイザー及び職員をもって充てる。

(定員)

第4条 各大学の定員は、次のとおりとする。(ただし、研修科生を含む)

名 称	定 員
苫小牧市中央長生大学	100名
苫小牧市東長生大学	80名
苫小牧市北長生大学	80名
苫小牧市沼ノ端長生大学	50名
苫小牧市錦岡長生大学	80名
計	390名

(学生代表者会議等の設置)

第5条 長生大学全体の運営を円滑かつ主体的に進めるために、各大学の本科には、学生代表及び副代表、各大学の研修科には、運営委員長及び副委員長をそれぞれ置き、学生代表者会議の構成員となる。

- 2 学生代表者会議は、定期又は臨時に開催し、学長がこれを招集する。
- 3 学生代表及び運営委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 4 学生代表者会議では、互選により総代表を置く。また、総代表は、代理者である副総代表を指名することができる。総代表は長生大学全体を代表し、各大学間の調整や意見等のとりまとめを行う。

### 第2章 本 科

(本科の目的)

第6条 身近な問題の継続的・体系的な学習を通して基礎的な教養や実践力の向上を図るとともに、健康で明るく生きがいのある人生を見出すため、仲間づくりや高齢者の社会参加の大切さを学ぶことを目的とする。

(修業年限及び在籍年限)

第7条 本科の修業年限は4年間とし、7年を越えて在籍することはできない。

2 1年間の授業日数の内、6割以上の出席をした者に対しては、上級に進級することを認める。

(卒業証書の授与)

第8条 前条に基づき、本科の全課程を修了した者には、卒業証書並びに学士号を授与する。

(表彰)

第9条 学長は、他の学生の模範となると思われる学生を表彰することができる。

(1) 皆勤賞

1年間の講座及び科目の全日程に出席した者には、皆勤賞を与える。

(2) その他の賞

その他の賞については、総長との議を経て学長が決定する。

(懲戒)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者がある時は、退学させることができる。

(1) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があった者。

(2) 正当な理由なくして、学業を怠った者。

(開設期間)

第11条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(講座等)

第12条 本科に次の講座などを開設する。

(1) 文芸講座

(2) 教養講座

(3) 保健・健康・安全講座

(4) 郷土学習講座

(5) 趣味・レクリエーション講座

(6) 自然・歴史講座

(7) その他

(カリキュラム等)

第13条 本科の年間カリキュラムについては、別にこれを定める。

(クラブ活動等)

第14条 開設するクラブ及び細則については、別にこれを定める。

2 クラブの加入については、大学に在籍している者について、その加入を認める。

(入学時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(入学資格)

第16条 本科に入学できる者は、満60歳以上の苫小牧市民であること。

(入学手続等)

第17条 入学を希望する者は、所定の入学手続きによって、別に指定する期間内に手続きを完了しなければならない。

(休学)

第18条 病気その他やむを得ない理由により休学する場合は、事前に学長に届け出なければならない。

(退学)

第19条 病気その他の理由により退学しようとする者は、その理由を付して事前に学長に届け出なければならない。

(再入学及び途中入学)

第20条 学長は、退学者が再入学を願い出た時、また、途中入学の希望者が出た時は、定員の状況を判断し、入学を許可することができる。

2 本科卒業者の再入学は、認めない。

(班長会議等の設置)

第21条 各大学の本科には、運営を円滑かつ主体的に進めるために、班長及び副班長を置き、定期又は臨時に班長会議を開催する。

2 班長会議は、学生代表がこれを招集する。

3 班長及び副班長の任期は1年とし、再任は妨げない。

(賞罰の決定)

第22条 賞罰に関する事項は、総長との議を経て学長が決定する。

### 第3章 研 修 科

(研修科の目的)

第23条 研修科は、本科で学んだ学習内容・方法を自らの生活に生かすために、多彩な能力と豊富な経験をもとに、より主体的な運営をし、社会参加型の学習や活動を行うことを目的とする。

(入学資格)

第24条 研修科に入学できるものは、本科の全課程を終了した者であること。

(修業年限)

第25条 研修科の修業年限は、4年間とし、6年を越えて修学することはできない。

(修士号及び博士号の授与)

第26条 学士号を有する者で、研修科を2年間修了した者には、修士号を授与する。

2 修士号を有する者で、研修科を更に2年間修了した者には、博士号を授与する。

(講座等)

第27条 研修科に次の講座などを開設する。

(1) 一般教養講座

(2) 時事問題講座

(3) 社会参加(ボランティア活動含む)などの自主研修

(4) その他

(カリキュラム等)

第28条 研修科の年間カリキュラムについては、別にこれを定める。

(再入学)

第29条 学長は、退学者が再入学を願い出た時、所定の手続きにより、入学を許可することができる。

2 研修科卒業者の再入学は、認めない。但し、定員に満たない場合、学長は、これを許可することができる。

(運営委員会等)

第30条 研修科には運営委員会を置き、研修科の運営、学習内容の企画・評価、学習グループの組織などを行う。

2 運営委員は、大学毎に2名選出し、学生代表者会議の構成員も兼ねる。

(班長会議等の設置)

第31条 研修科には、必要な班を置き、班長及び副班長を選出、必要に応じ班会議や運営委員を中心に班長会議を開き、運営に当たることができる。

第32条 その他、研修科の運営に必要な事項については、本科に準じる。

### 第4章 雑 則

(雑則)

第33条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。

附則	この学則は、平成7年4月1日から施行する。
附則	この学則は、平成10年4月1日一部改正する。(第3条)
附則	この学則は、平成10年11月1日一部改正する。(第2条、第3条)
附則	この学則は、平成12年9月8日一部改正する。(第19条)
附則	この学則は、平成15年10月8日一部改正する。(第2条・第3条・第5条)
附則	この学則は、平成17年4月18日一部改正し、平成17年4月22日から施行する。(第2条・第3条・第4条)
附則	この学則は、平成18年7月24日一部改正し、平成19年4月1日から施行する。(第19条第4項)
附則	この学則は、平成19年4月12日一部改正し、平成19年4月20日より施行する。(第3条第3・4・5・6項)
附則	この学則は、平成19年6月25日一部改正し、平成19年7月23日より施行する。(第5条2項、第6条1・2項、第7条2項、第19条、第20条)
附則	この学則は、平成20年1月21日に一部改正し、平成20年4月1日から施行する。(第1章 総則、第2章 本科、第3章 研修科、第4章 雑則)
附則	この学則は、平成26年4月1日一部改正する(第1章総則 第3条2項)

## 苫小牧長生大学の概要

### 1 沿革の概要

昭和45年	8月	「高齢者モデル学級」として開設し、「苫小牧長生大学」と称し開校する。在籍者38名、公民館を会場として学習開始。学習内容…クラブ活動のほか、書道、詩吟、民舞、囲碁、将棋を開設する。	
昭和48年	4月	S46、7より分校だった「錦岡長生大学」を開設。錦岡地区公民館を会場とする。	
昭和50年	5月	「勇払長生大学」開設。勇払地区公民館を会場とする。	
昭和57年	4月	苫小牧長生大学」を三分割し、苫小牧東長生大学（文化会館）、苫小牧西長生大学（文化会館）、苫小牧北長生大学（豊川コミセン）とする。	
昭和58年	4月	「苫小牧南長生大学」を開設し、会場を公民館とする。市内6校を総称し、「苫小牧市長生大学」と称する。「苫小牧市長生大学体操」を制定。	
昭和61年	3月	1年単位の修了を在籍4年以上で卒業希望者には卒業を認定	
平成	2年10月	開校20周年記念式典を挙げる。	
		『苫小牧市長生大学校歌「身はすこやかに 心ゆたけし』を制定。	
平成	3年	4月	「苫小牧南長生大学」と「苫小牧西長生大学」を合併、「苫小牧中央長生大学」と称し、会場を公民館とする。
			苫小牧市長生大学を4年制大学とし、平成3年度の在籍生徒全員を1年生とする。
平成	5年	4月	沼ノ端地区に「沼ノ端長生大学」を開設。会場を沼ノ端コミセンとする。市内6校を総称して「苫小牧市長生大学」という。
平成	7年	3月	4年制長生大学第1回卒業式挙げる（1期生152名卒業）
平成	7年	4月	苫小牧市長生大学研修科」を新設。（1期生94名入学）
平成10年	11月		長生大学の事務局が公民館から文化交流センターに移る。
平成11年	3月		研修科の第1回生が卒業。
平成12年	4月		学生減により勇払長生大学の休校処置をとる。
		7月	開校30周年記念式典を挙げる。
平成15年	11月		錦岡公民館の廃止により、事務局を苫小牧市文化交流センターに合併する。錦岡長生大学の会場をのぞみコミュニティセンターに移設する。錦岡でのクラブ活動の会場を文化交流センターに移す。
平成16年	5月		パソコンクラブ開設
	7月		詩吟同好会開設
	12月		第1回合同大学祭実施（12/17～18）
平成17年	3月		勇払長生大学廃校とする。

平成18年	3月	歴史クラブ閉じる
	4月	フラダンスクラブ開設
平成19年	7月～	研修科の活性化のための特別委員会開設
平成20年	1月	学則の一部改正
平成20年	4月～	研修科自主研修(5講座4テーマで)始まる
平成21年	7月	駒澤大学の教室で初めて研修科の講座を開設
平成26年	6月	ウォーキング同好会を開設
平成27年	12月	パソコンクラブを休止
平成28年	7月	研修科有志により錦大沼「ハナショウブ園」のボランティア活動を実施

## 2 学習活動及び学習内容

- ①共通行事 入学式・始業式、合同大学祭、校外研修、高齢者主張発表会、卒業式・修了式を共通行事とし、5大学全員が参加する。
- ②学習内容 \*教養講座(文芸、郷土、時事、国際、環境、他)  
 \*保健・健康・安全講座(食生活、心身の健康、交通安全、防災、防火、防犯、市民健康教室他)  
 \*趣味・レク講座(音楽鑑賞、名画鑑賞、園芸、発明・工夫等)  
 \*全体研修(合同大学祭・講演会、校外研修、高齢者主張発表会、他)  
 \*自主研修(出前講座、幼稚園とも交流、大学祭・世代間交流の準備等)  
 \*世代間交流(地域の小学校と連携し、昔の遊びや、昔の生活の様子等を話すことによって、体験を通して得た知識・技能の継承を図る。)  
 \*合同大学祭実施(各大学の発表・クラブ活動発表・講演、作品交流等)  
 \*校外研修(自由参加)一日帰りできる近郊の施設見学バス旅行など
- ③学習時数 大学時数 1年生のみ年間22回の約33時間、2年生以上は年間21回の31.5時間。  
 研修科時数 年間17回及び本科の講座4講座の年間21回～の31.5時(各大学の講座と合わせて受講)

## 3 学生数の推移

在籍者数	平均年齢
平成6年度 416名(男123名女293名)	71.9歳
平成7年度 392名(男121名女271名)	うち研修科 94名 72.0歳
平成8年度 362名(男114名女248名)	うち研修科 111名 72.0歳
平成9年度 362名(男113名女249名)	うち研修科 125名 70.8歳
平成10年度 381名(男121名女260名)	うち研修科 140名 71.2歳
平成11年度 383名(男115名女268名)	うち研修科 121名 71.2歳
平成12年度 389名(男127名女262名)	うち研修科 107名 70.2歳
平成13年度 356名(男109名女247名)	うち研修科 99名 70.3歳
平成14年度 357名(男104名女253名)	うち研修科 87名 70.7歳
平成15年度 359名(男111名女248名)	うち研修科 92名 70.8歳
平成16年度 351名(男94名女257名)	うち研修科 125名 70.9歳
平成17年度 339名(男103名女236名)	うち研修科 142名 70.4歳
平成18年度 363名(男115名女248名)	うち研修科 152名 71.6歳
平成19年度 384名(男120名女264名)	うち研修科 145名 71.3歳
平成20年度 376名(男116名女259名)	うち研修科 132名 71.2歳
平成21年度 382名(男122名女259名)	うち研修科 117名 71.2歳
平成22年度 397名(男121名女276名)	うち研修科 118名 71.2歳
平成23年度 363名(男117名女245名)	うち研修科 113名 71.4歳
平成24年度 324名(男101名女223名)	うち研修科 107名 71.9歳
平成25年度 340名(男108名女232名)	うち研修科 124名 70.9歳
平成26年度 346名(男109名女237名)	うち研修科 128名 72.0歳
平成27年度 335名(男101名女234名)	うち研修科 114名 71.7歳
平成28年度 336名(男106名女230名)	うち研修科 107名 72.1歳
平成29年度 321名(男106名女215名)	うち研修科 107名 72.6歳
平成30年度 311名(男121名女190名)	うち研修科 112名 73.5歳

(平成30年4月16日現在)

・新入生数

平成6年度		77名		
平成7年度	本科	84名	研修科	94名
平成8年度	本科	66名	研修科	65名
平成9年度	本科	80名	研修科	43名
平成10年度	本科	58名	研修科	24名
平成11年度	本科	93名	研修科	39名
平成12年度	本科	101名	研修科	30名
平成13年度	本科	73名	研修科	36名
平成14年度	本科	72名	研修科	19名
平成15年度	本科	70名	研修科	34名
平成16年度	本科	60名	研修科	56名
平成17年度	本科	49名	研修科	47名
平成18年度	本科	71名	研修科	30名
平成19年度	本科	96名	研修科	36名
平成20年度	本科	74名	研修科	37名
平成21年度	本科	85名	研修科	23名
平成22年度	本科	75名	研修科	30名
平成23年度	本科	53名	研修科	34名
平成24年度	本科	29名	研修科	31名
平成25年度	本科	70名	研修科	38名
平成26年度	本科	72名	研修科	34名
平成27年度	本科	63名	研修科	32名
平成28年度	本科	43名	研修科	28名
平成29年度	本科	53名	研修科	34名
平成30年度	本科	42名	研修科	32名

・卒業生数 昭和60年度以降平成5年度まで 計179名

平成6年度	本科	152名（4年制大学第1回卒業式）		
平成7年度	本科	43名		
平成8年度	本科	50名		
平成9年度	本科	31名		
平成10年度	本科	39名	研修科	28名
平成11年度	本科	39名	研修科	20名
平成12年度	本科	44名	研修科	19名
平成13年度	本科	24名	研修科	15名
平成14年度	本科	52名	研修科	19名
平成15年度	本科	68名	研修科	18名
平成16年度	本科	57名	研修科	18名
平成17年度	本科	41名	研修科	13名
平成18年度	本科	42名	研修科	28名
平成19年度	本科	42名	研修科	38名
平成20年度	本科	33名	研修科	34名
平成21年度	本科	37名	研修科	24名
平成22年度	本科	57名	研修科	26名
平成23年度	本科	46名	研修科	30名
平成24年度	本科	65名	研修科	20名

平成25年度	本科	47名	研修科	17名
平成26年度	本科	40名	研修科	27名
平成27年度	本科	31名	研修科	28名
平成28年度	本科	51名	研修科	23名
平成29年度	本科	43名	研修科	22名

以上 本科卒業生総数1,310名

研修科卒業生総数 455名

(\*但し、昭和60年度以降4年間履修の卒業生)

(\*但し、平成10年以降の卒業生)

#### 4 重点目標

- (1) 大学の運営、自主研修・自主企画講座の充実を図る。
  - ・各大学及び研修科の自主運営、本科と研修科の交流、自主研修・独自の活動を企画し推進する。
- (2) 世代間交流の充実を図る。
  - ・新しい体制(2年サイクル、交流学校増、交流内容の多様化)のもとで、当該校との密接な連絡、調整をし、交流の充実を図る。
- (3) 研修科の充実を図る。
  - ・新しい組織と運営の充実に努める。
  - ・7講座及び自主研修5講座の充実発展を図る。
  - ・見学学習の充実(自主研修との関連を重視する)。
- (4) 各講座の充実
  - ・社会参加、街づくりに関する内容の検討を図る。
  - ・楽しく、主体的に学び、充実感・有用感のある内容の充実を図る。
- (5) 生涯学習の計画に沿った長生大学の全体運営の習熟や学びの充実。
- (6) 学生の主体的学校運営や体験学習・奉仕活動など社会参加の積極的推進(特に研修科)。
- (7) 関係機関・団体との連携をより深める。(市老人クラブ連合会、地域小学校、幼稚園、大学、看護学校、市の諸機関等)
- (8) 市内の老人クラブや満60歳以上の方々に大学への入学や高齢者主張発表会への参加を勧める。
- (9) 世代間交流の充実、はなしょうぶの編集内容の充実。

平成30年度 「皆勤賞」「進級証書」「卒業証書」授与の条件

1. 長生大学(本科 新入生・1～4年生)

項目 学 生	講 座 総回数	出席しなければなら ない回数	皆勤賞	進級・卒 業できる 学生	摘 要
新 入 生	22回	21回	21回	20×0.6 13回	
1～4年生	22回	20回	20回	19×0.6 12回	ここでの1年生とは「留年」「再入学」の 学生である

※① 4/25(水)の新入生オリエンテーションは新入生のみ出席する。

② 9/21(金)の校外研修は出席しなければならない回数に含まない。

③ 3/20(水)の卒業式は全員出席とみなす。

※所属する大学以外の講座を聴講できます。しかも皆勤賞にも該当します。

※在籍は7年間。(留年は3年間認められる)

2. 長生大学研修科

項目 学 生	講 座 総回数		出席しなければなら ない回数	皆勤賞	進級・卒 業できる 学生	摘 要
研 修 科 学 生	研 修 科	共通行事5回 講座7回 自主研修5回 計17回	17回	17回	20×0.6 =12.0を 基本に合 同講座数 によって 増える	※研修科と長生大学 の両方の講 座回数を満たすことが必要。 (入学式・大学祭2・主張発表、卒 業式のほかに3講座以上の合同 講座を決める)
	大 学	15回	3回 (合同講座)	3回		
回 数	32回		20回	20回	12回	合同講座数によって必修講座、皆 勤賞、修了・卒業回数に変化

\*自主研修、世代間交流、オリエンテーションなどから大学内で話し合っ最低3講座を決める。他の大  
学講座の聴講は、自由。受講時は、これまでとおおり班ごとに座る。

大いに受講して、どんどん交流しましょう。

\*在籍は6年間。(留年は、2年間まで)。

### 3 高齢者主張発表会仕様書

#### 1. 趣 旨

生涯学習社会では、高齢者が生きがいを持って、心豊かに充実した生活を送ることが重要な課題である。高齢者の豊かな経験や知恵を基に、若い世代への呼びかけや街づくりの提言、高齢社会の中での生き方についての意見など、建設的な提言や主張の発表を期待して発表会を行う。

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 2. 対 象   | 市内に居住する満60歳以上の市民。        |
| 会 場      | 苫小牧市文化交流センター（多目的ホール）     |
| 3. 参 加 費 | 無料                       |
| 4. 募集人員  | 13名（男女問わず先着順）            |
| 5. 募集期間  | 9月初旬から10月初旬までの1ヶ月間       |
| 6. 募集方法  | 広報「とまこまい」、ホームページ、新聞記事掲載等 |
| 7. 発表内容  | 自由                       |
| 8. 発表時間  | 6分以内（400字詰め原稿用紙5枚程度）     |
| 9. 実施時期  | 11月初旬（開催時間午前9時～12時）      |
| 10. 後 援  | 苫小牧老人クラブ連合会、苫小牧民報社など     |

## 4 視聴覚センター業務仕様書

### 1. 趣旨

社会教育及び文化に関する学習活動を支援するため、個人・団体に無料で視聴覚器材及び視聴覚教材の貸出しを行う。営利行為のための使用や参加者から費用を徴収する場合等は貸出しをしない。

### 2. 日常業務

#### ① 貸出

##### イ. 予約受付

貸出希望器材、日程等を聞き、台帳で空き状況を確認する。貸出可能であれば、台帳に必要事項の記入を行い、貸出票の作成及び格納を行う。

##### ロ. 貸 出

予約者が来館したら、貸出票の確認を行い、貸出す。

##### ハ. 報告依頼

視聴覚教材（フィルム・ビデオ・DVD等）の場合は、使用報告書を手渡し使用報告書の提出依頼を行う。

##### ニ. 貸 出 中

貸出票を貸出中のフォルダーに格納する。

#### ② 返却

##### イ. 返却受付

貸出した、器材・教材の確認を行う。

##### ロ. 報告書受領

上映報告書又は使用報告書を受領し、貸出状態の確認を行う。貸出票及び報告書を格納する。

### 3. 月次業務

視聴覚器材及び視聴覚教材の貸出件数の使用統計を作成する。

### 4. 年次業務

#### ① 器材点検

視聴覚器材及び視聴覚教材の点検を行い、必要に応じて修理する。修理不能のものは順次廃棄する。

#### ② 目録作成

年度ごとに視聴覚教材の目録を作成する。

### 5. 逐次業務

寄贈等で器材及びフィルムが増えた場合に、目録に追加する。備品（取得価格5万円以上）の場合は、備品受入報告を作成する。

### 6. 視聴覚器材目録 別紙3

## 5 苫小牧市文化交流センターサークル取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、苫小牧市文化交流センター（以下「センター」という。）において、社会教育及び文化に関する学習活動を行う団体（以下「サークル」という。）について登録を行うために必要な事項を定める。

(登録要件)

第2条 この要領により、登録を受けようとするサークルは、次の各号の要件を備えるものとする。

- (1) センターにおいて、学習活動を行うことを主たる目的とするものであること。
- (2) 会則、規約等を有し、組織、機構が確立していること。
- (3) 代表者及び事務局が、市内在住者又は市内に勤務をしているものであること。
- (4) 会員は、原則5人以上であること。
- (5) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とする事業を行っていないこと。

(登録手続)

第3条 登録を受けようとするサークルは、センターサークル申請書に、次の関係書類を添えて、センター館長（以下「館長」という。）に申請するものとする。

- (1) 団体の会則、規約等（様式1）
- (2) 役員名簿及び会員名簿（様式2）
- (3) 事業計画書及び収支予算書（様式3）
- (4) その他必要と認める書類

(承認・通知)

第4条 館長は、前条の規定によって提出された申請書及び関係書類を審査し、活動日と使用施設の確保ができる場合、承認する。館長は、承認の可否を申請書（写）により送付、通知する。

(申請の却下)

第5条 館長は、新たに申請するサークルの使用施設の確保が困難な場合は、登録申請を却下することができる。

(報告等)

第6条 登録サークルは、毎年サークルの活動状況を館長に報告しなければならない。また、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに館長に報告しなければならない。

なお、登録サークルは、毎年実施するセンターサークル名簿作成資料の提出をもって、報告とすることができる。

(使用施設の確保)

第7条 前条の規定により報告を受けた時は、館長は、当該年度のサークルの使用施設を確保する。なお、行事等により施設確保が困難な場合は、館長は、貸館調整をすることができる。

(申請書の交付)

第8条 館長は、前条により確保した当該年度の施設の申請書をサークルに交付する。

(使用料の納入)

第9条 申請書の交付を受けたサークルは、使用予定日の1ヶ月前までに申請と共に使用料を納入しなければならない。期日までに申請がない場合は、館長は、施設の使用がないものとみなす。

(登録の取消し)

第10条 館長は、登録サークルが次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 活動を休止し、又は休止したと認められるとき。
- (3) 代表者から登録の取消しの申し出があったとき。
- (4) その他特別な事由が生じたとき。

2 前項第3号の場合を除き、館長はサークルの登録を取り消したときは、その理由を付した書面をもって通知する。

(指導・助言)

第11条 館長は、サークルの健全な育成のために適切な指示を与え、又は求めに応じて指導・助言を行うことができる。

(サークルの責務)

第12条 サークルは、次の各号の責務を全うし、センターの運営に寄与しなければならない。

(1) サークルは、学習活動を通じ、文化の振興とサークル間の交流に努める。

(2) サークルは、市民にその活動を公開するとともに新規の会員の加入を許可する。

(3) サークルは、市及び教育委員会が行う生涯学習、文化等に関する事業に積極的に参加又は協力する。

(サークル連盟加入)

第13条 登録したサークルは、文化交流センターサークル連盟に加入する。

附則

この要領は平成10年11月1日から施行する。

この要領の一部を変更し、平成16年4月1日より施行する。



## 【 サークル会員名簿 】

NO	氏 名	住 所	年 月 日現在	
			電話番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

## I 年間事業計画

1. \_\_\_\_\_
2. \_\_\_\_\_
3. \_\_\_\_\_

## II 指導講師

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

## III 予 算 書

## 《収入の部》

項 目	金 額	内 容
会費		
預金利息		
繰越金		
合 計		

## 《支出の部》

項 目	金 額	内 容
部屋使用料		
消耗品費		
印刷費		
通信費		
講師謝礼		
会議費		
雑費		
合 計		